

令和7年栗林公園秋のライトアップ委託業務基準仕様書

1 事業概要

(1) ライトアップ期間

令和7年11月21日（金）～11月30日（日）（10日間）

(2) 時 間

- ① 開園時間を21時まで延長して実施する。（11月・12月の閉園時間は17:00）
- ② 照明の点灯時間は17時～21時、入園は20時30分までとする。

(3) 場 所

栗林公園内のカエデ、松を中心とした区域

(4) 臨時無料駐車場

- ① ハローワーク高松駐車場（高松市花ノ宮町）をライトアップ期間中の土曜日、日曜日及び祝日（5日間）に無料駐車場として使用する。
- ② 利用時間は、16時～21時30分、最終駐車場入場は20時とする。

2 委託業務の内容

(1) ライトアップの企画

① ライティング計画の作成

ライトアップ期間中の17時から、建造物や樹木（カエデ、松を中心）など、庭園の魅力を最高に引き出せるよう、また、安全に園路を通行できるよう効果的にライトアップし、多くの来園者にお庭の国宝ともいふべき特別名勝である栗林公園の品格・風格を感じてもらおうとともに、この季節ならではの幻想的な風景を楽しんでもらえるような優れた企画とすること。

なお、次のことに留意すること。

- ・ライトアップ全体の企画コンセプトを明確に示し、その企画コンセプトを具体的に表現するライティング計画とすること。
- ・ライトアップの効果や芸術的観点から優れた評価を受けられるライティングを行うこと。
また、何度も栗林公園のライトアップに来たことがある方にも楽しんでいただけるよう新たな視点からの楽しみ方を提案すること。
- ・カエデや松といった樹木のライトアップ以外に、今回のライトアップならではの取組みや新たな見所を創出するなどライティングの工夫を盛り込むこと。
- ・南湖では和船の夜間運航を行うため、乗船場の照明、湖上（南湖）からのライティング演出を計画に含めること。
- ・ライティング計画は、最終的に委託者と受託者が協議の上決定するものとする。
- ・ライティングに関し、外部の専門家等に監修を受ける場合、監修者の氏名等を公表することがある。また、監修者を置く場合であっても、公園施設や樹木の保護、来園者の安全性及び公園管理の都合により変更等を求めることがある。

※専門家等とは・・・ライティングに関し、資格保有者又は職業として実務経験のある者、若しくはライティングデザイン等について研究している研究機関等

② ライトアップコースの作成

来園者の安全性に配慮し、スムーズな動線となるよう、また、紅葉の見どころを効果的に取り入れ、栗林公園の秋（紅葉）の魅力を最大限に味わうことができるよう、コース案を受託者に

において作成すること。

なお、次のことに留意すること。

- ・飛来峰は来園者の安全確保の観点から一方通行とすること。
- ・園内には車いす通行困難路もあることから、車いす利用者用のコースも作成すること。
- ・掬月亭及び日暮亭をコース内に組み入れること。
- ・讃岐民芸館をコース内に組み入れた提案を行うこと。提案においては、人の流れができるような魅力的なものとし、また、新民芸館から古民芸館に至る園路に園路灯を設置すること。
- ・商工奨励館の本館、本館階上、東館、西館（ガーデンカフェ栗林は除く）は開放する。北館ホール及び本会階上は、他のイベント等で使用することがある。
- ・コース設定について、最終的に委託者と受託者が協議の上決定するものとする。

③ 商工奨励館前の屋外スペースや北館ホール等を活用したイベントの実施

商工奨励館前の屋外スペースや北館ホール等を活用して、ライトアップの集客につながり、来園者の満足度を高める魅力的なイベント（演奏会、芸能披露など）を企画し、実施すること。

なお、次のことに留意すること。

- ・ライトアップ期間中に栗林公園内で実施する催しを4つ提案すること。
- ・催しの実施する日時、場所等は、委託者と協議の上、決定すること。なお、商工奨励館北館は他のイベント等で使用することがある。
- ・イベント内容は、栗林公園の品格・風格に相応しく、ライトアップの雰囲気損なわないものとする。
- ・各日100人以上の集客人数を見込める内容とすること。受託者は、各催しの参加者数を集計し、委託者に報告すること。
- ・イベント参加者のライトアップ鑑賞時間の確保を考慮の上、イベント内容を企画すること。例えば、参加者がイベント会場に自由に出入り可能な内容にすることや多くの来園者が参加できるよう複数回構成とするなど。
- ・商工奨励館北館ホールは、商工奨励館の奥に位置するため自然と人が集まることは難しい場所である。このため、イベント会場まで人を呼び込むための工夫を行うこと。
- ・楽器や音響機器等を使用する場合、近隣住民の迷惑にならないよう配慮すること。また、一般社団法人日本音楽著作権協会への手続きが必要なものについては、受託者または出演者において行うこと。
- ・イベント内容等について、最終的に委託者と受託者が協議の上、実施も含めて決定するものとする。

④ 商工奨励館前の屋外スペースを活用した飲食物屋台の出店

ライトアップ開催期間中、商工奨励館前の屋外スペースに、飲食物屋台等の出店の企画をすること。また、受託者において出店者及び出店内容の決定後、委託者の承認を得ること。

なお、次のことに留意すること。

- ・飲食物屋台等のテントは（1.8m×1.8m以上）を店舗用（作業場用）に5基、飲食場所用に4基を設置すること。
- ・キッチンカーなどのテントが不要な出店を企画する場合は、店舗用テントの設置数については、委託者と受託者が協議の上決定するものとする。
- ・テントは受託者において準備するものとし、準備する経費については受託者負担とする。
- ・飲食場所用のテントには、屋外用机と屋外用パイプ椅子を設置すること。
- ・机の表面、椅子の座面は来園者に不快感を与えないように清掃すること。
- ・火器の使用は禁止とする。ただし、電磁調理器などの火を使用しない器具を用いることは差し支えない

(2) 会場等設営・運営管理業務

① 灯具の設置及び管理

- ア 設置場所：カエデ、松等を中心に委託者と受託者が協議のうえ決定する。器具配置図を事前に作成すること。
- イ 設置期限：ライトアップ開始日の10日前17時までに配線及び灯具配置を終えること。
- ウ 設置条件：電源となるキュービクルの最大容量は次のとおり。

箇所	最大容量	方式
商工奨励館裏キュービクル	75KVA	単相三相3線方式
日暮亭キュービクル	30KVA	単相のみ
造園課キュービクル	30KVA	単相三相3線方式
観光事務所キュービクル	50KVA	単相三相3線方式

ただし、休憩所電灯等で使用する電力量を含む。

※使用時の電気容量測定等については、四国ビル総合管理株式会社に測定を依頼し、容量配分、結線処理等において停電、漏電、火災等の危害防止対策を十分に行うこと（測定にかかる費用は受託者負担とする）。

- ・キュービクルの使用電力については委託者負担とするが、使用電力量が超える場合の低騒音型発電機等による代替処置に要する経費は、受託者負担とする。
- ・委託者が所有する灯具等（別紙「照明・灯具在庫一覧表」のとおり）を優先使用し、経費節減に努めること。なお、電球等の追加材料については受託者において準備すること（経費は受託者負担とする）。また、委託者が所有する灯具数量以上の演出を図る場合も同様とする。その場合、灯具の種類、色、形等について、事前に委託者の承認を得ること。
- ・設置に際しては、樹木や工作物を損傷しないとともに、灯具が来園者の観賞の視界に入らないよう、また美観を損ねないよう配慮すること（設置位置については、委託者と現地協議のうえ決定すること）。
- ・主ケーブルが園路を横断する箇所については、最短距離を浅く埋設するものとし、また、芝生地等に転がし配線をする場合においても垣根沿いに配線するなど、美観を損ねないよう配慮するとともに、来園者の通行の障害にならないよう安全面に配慮すること。
- ・試験点灯時及びライトアップ期間中に照明対象の紅葉状況により、主ケーブルの配線替えを伴わない照明器具の移動等が生じる場合、その経費については受託者負担を原則とする。
- ・東門と北門に委託者所有の提灯（和紙貼）及び提灯台（各計4台）を設営期間中点灯させること。

② 園路照明の設置及び管理

ア 設置材料

園路照明として委託者が所有するものは、園路灯の材料（竹、ワーロン紙、灯具等（別紙「照明・灯具在庫一覧表」のとおり））であり、その組み立て及び水引、テープ等の消耗品及び電球、電線等の追加材料及びワーロン紙50枚分については、受託者において用意すること（購入可。経費は受託者負担）。また、委託者所有灯具数量以上または委託者所有灯具以外の演出を図る場合も同様とする。

委託者が所有する「照明・灯具在庫一覧表」の灯具等に故障等が判明した場合、受託者は、業務完了時に委託者にその種類・数量を報告すること。

イ 設置場所

照明配置間隔は概ね8～10メートルを標準とするが、安全な通行に支障のある園路や石段箇所等照度が必要な箇所においては、間隔を短くする等照度を確保すること。また、既存工作物への結束や杭による設置等設置方法及び設置する高さ等については、結束材を含め、委託者に事前説明を行い、承認を得ること。

ウ 補助灯の設置

建物入口や夜間使用するトイレ周辺などに、足元灯を配備すること。

エ 備考

ライトアップ期間中、風雨等の影響により損傷したもの、見苦しくなったものは交換または補修すること（経費は受託者負担とする）。

③ その他照明器具の設置及び管理についての留意事項

- ・東門及び北門総合案内所（臨時券売所を含む。）の照明を行うこと。
- ・北門入園券売場窓口外部を投光器で明るくすること。
- ・照明用のポールを設置する場合には、青竹等を使用し意匠に配慮すること。
- ・照明の工作物への結束等については、シュロ縄等を使用し意匠に配慮すること。
- ・配線工事には幹線工事、配電盤、二次側配線を含むものとする。
- ・安定器等については、既存の木製ボックスで覆い、防水、景観に配慮すること（ボックスが不足する場合は、受託者において用意すること。（製作または購入可。経費は受託者負担とする））。
- ・園路等人目に触れる部分のケーブルの色は黒とする。
- ・分電盤は景観に配慮し、設置場所ではできるだけ目立たない場所に設置すること。
- ・園路照明用電線については受託者において用意すること（購入可。経費は受託者負担とする）。
- ・主ケーブル及び不足ケーブルについては受託者において用意すること（リースまたは購入可。経費は受託者負担とする）。
- ・支給品の照明関係資材は、園内（造園課倉庫）に保管している。
- ・ライトアップ期間前に必ず試験点灯（委託者が別途指示する日に行うものとする）し、委託者と灯具や園路照明等の設置位置や方法について確認し承認を得ること。その際、設置位置や方法に問題がある場合は、変更を求めることがある。また、前記の試験点灯とは別に、報道関係者への事前お披露目及び和船の夜間運航練習日をそれぞれ設けるため、受託者は、委託者の別途指示する日に園内のライトアップを行うこと。
- ・ライトアップ期間中、照明器具・電気配線等の設置状況に危険箇所がないか随時点検し、必要に応じて補正すること。
- ・園内に設置した配線及び灯具等は、12月10日（水）までに撤去すること。
- ・ハローワーク高松駐車場での車両の進入及び退出については、平日昼間の運用と同じルートとすること。
- ・ハローワーク高松駐車場内に利用者の安全確保のため照明を5箇所以上設置すること。ただし、同駐車場内に照明用の電源が無いので、電源不要な照明器具（充電式灯光器）とすること。また、照度については、近隣への迷惑にならないよう配慮すること。ライトアップ期間中のそれら照明器具の保管場所は、栗林公園観光事務所とする。利用者への照明は、利用時間の15分前までに栗林公園観光事務所から持ち出し設置すること。また、利用時間終了後は撤去し、栗林公園観光事務所に戻しておくこと。
- ・ライトアップ期間中、照明点灯開始前から照明消灯時まで次の担当者が公園内に常駐すること。

○総括責任者

当該業務全般を把握、警備員等人員配置などの指示担当者（下請け不可） 1名

○電気（設備）関係に精通した技術者

照明器具等に損傷・不具合が生じた場合に、早急に復旧対応できる技術者 1名

- ・照明器具の設営等作業工程については、時間的に十分余裕を持って行うこと。

④ 会場案内看板等の作成・設置及び管理・撤去等

看板の作成に当たっては、委託者と事前に相談すること。

また、外国人来園者への配慮として、可能な限り多言語標記（日本語・英語・韓国語・中国語）に努めること。

ア 広報用大型看板

- ・ライトアップ開始の20日前から国道11号へ向けた大型広報看板を設置すること。なお、大きさは、W6メートル×H1.5メートル程度とし、デザインは委託者が指定する。設置期間中は夜間照明を当てることとし、ライトアップ期間終了後に速やかに撤去すること。

イ コース案内図

- ・園内全体のコース案内図を見やすい大きさに作成し、ライトアップ期間中毎日、東門と北門の総合案内所及び園内の2箇所以上に設置して、閉園後撤去すること。
- ・コース案内図の照明は、判読するために十分な明るさで行うこと。

ウ 誘導看板

- ・ライトアップ期間中毎日、コースの順路、見所地点などを示す看板を園路沿いに設置し、照明を行うこと。また、設置した看板は、閉園後撤去すること。
- ・特に、和船乗船場の案内看板については、適切に照明を行い、分かりやすいものにする。また、乗船口付近は安全に配慮した看板と照明にすること。さらに、待合スペースまで照明が届くよう配慮すること。
- ・設置箇所は事前に配置図を作成し、委託者の承認を得ること。
- ・必要に応じ、設置箇所の変更や追加を求める場合がある。

エ トイレ誘導及び表示看板

- ・ライトアップ期間中毎日、園路沿いにトイレへの誘導看板及びトイレへの分岐点、トイレ前にトイレ表示看板を設置し閉園後撤去すること。(ただし、通行等の支障にならないものについては、委託者の承認を得て存置しても良い。)
- ・設置に際して、観賞の妨げとならないよう、また美観を損ねないよう配慮すること。
- ・必要に応じて看板の照明を行うこと。

オ ごみ箱の制作・設置

- ・指示する園内2か所にごみの分別収集用のごみ箱(大)(ライトアップの雰囲気を壊さないような形体のものを工夫すること。)を制作して設置すること。
- ・必要に応じてゴミ箱のスペース増加及びその照明を行うこと。
- ・ごみの自宅への持ち帰りを促すような工夫を提案すること。

カ 大のぼりと提灯(支給品)

- ・東門前常磐橋に委託者所有の大のぼり(2基)及び北門にのぼり(小)を設置すること。
- ・設置のための支柱は受託者において用意すること(リースまたは購入可。経費は受託者負担とする)。
- ・設置に当っては強風等で倒れる等することのないよう、橋の柱に固定すること。
- ・設置場所及び固定方法については、委託者の確認及び承認を得ること。
- ・提灯については、東門と北門に委託者の指定する方法で設置し、ライトアップ時間中は提灯を取り付け、ライトアップ時間終了後、東門の提灯は栗林公園観光事務所に、北門の提灯は北門券売所の裏に置くこと。

キ 上記看板等の撤去

- ・ライトアップ期間終了後、上記看板、のぼり及び提灯を撤去し、支給品については委託者の指示に従い、園内の指定する場所へ整備・整理して収納すること。
- ・雨天時は、委託者が指定する場所へ移動させること。
- ・大雨や強風時は、委託者の指示に従い、安全な場所に保管すること。

ク 臨時無料駐車場

- ・ライトアップ期間中の土曜日、日曜日及び祝日は、ハローワーク高松駐車場(高松市花ノ宮町)を臨時無料駐車場とするため、利用者に対し、分かりやすい照明付きの案内看板を、同駐車場に3箇所以上設置すること。看板の保管場所は、栗林公園観光事務所とする。ただし、ハローワーク高松の許可が得られた場合は、駐車場内の利用者に支障の無い場所に置くこと

ができる。

- ・利用者に対する案内看板は、利用時間の15分前から設置すること。また、利用時間終了後は撤去すること。

ケ バリケード設置及び撤去

- ・コース外の立ち入り禁止区域への進入を防ぐため、「立ち入り禁止」と表示したバリケードを設置し、必要に応じてロープを設置する。
- ・バリケードは受託者において準備すること。(リース料等経費は受託者負担とする。)
- ・設置時間：17時、撤去：21時以降
- ・設置箇所：園路分岐点でコース外園路への進入口箇所
- ・コース途中で樹木の根の張り出し等があり、園路照明だけでは来園者の安全な通行に支障があると思われる場合は、必要に応じて一部通行できないようにする等対策を講じること。
- ・閉園後毎日撤去し、日中の来園者の邪魔にならない安全な場所に保管すること。保管場所については事前に委託者の承認を得ること。

⑤ 会場警備・案内等管理

警備員及び案内要員は、栗林公園観光事務所が提示する対応マニュアルに基づき業務を行うよう受託者において周知徹底すること。また、警備員の配置場所及び服装、懐中電灯等装備については、委託者に事前説明を行い、承認を得ること。

ア 会場担当警備員（専門職）

○人員数：平日は4名／日以上

土曜日、日曜日及び祝日は6名／日以上

○配置日：ライトアップ期間中毎日

○業務時間：16時45分～21時45分とする。

○配置場所：コース内の立ち入り禁止区域等への分岐の多い箇所等に配置し、見回りも行う。
(委託者に事前説明を行い、承認を得ること。)

○業務内容

- ・立ち入り禁止区域への立ち入りがないうように監視する。
- ・足元の悪い場所、橋や水際などでは事故防止のため監視し、適宜、注意喚起を行う。
- ・飲酒を伴う来園者によるトラブル等が発生した場合には、委託者と現地対応にあたる。
- ・事故発生時には直ちに委託者に知らせ、その指示に従うとともに、必要な場合は消防署、警察署等所要の箇所に緊急連絡を行う。
- ・来園者に対して丁寧な言葉遣いを心掛け、コース順路やトイレ場所等の案内を行う。
- ・車イス利用者等介助の必要な来園者の誘導や、坂道、段差における介助に努める。
- ・閉門時間(21時)前後において、来園者の退園誘導を行う。
- ・閉門時間から21時30分までの間の居残り客の確認、退園誘導とごみ拾いを行う。
- ・東門については、20時以降、常磐橋にて、歩行者と自転車との接触事故等を防止するための注意喚起を行う。
- ・北門については、土曜日、日曜日及び祝日は、北門前で自動車の交通整理を行う。

イ ハローワーク高松駐車場担当警備員（専門職）

○人員数：3名／日以上

○配置日：ライトアップ期間中の土曜日、日曜日及び祝日

○業務時間：15時45分～21時45分とする。

○配置場所：ハローワーク駐車場内、入口周辺及び出口周辺
(委託者に事前説明を行い、承認を得ること。)

○業務内容

- ・ハローワーク高松駐車場を臨時無料駐車場として使用したとき、駐車場入場者の入退場の

- 誘導を行う。また、駐車位置を指示する。
- ・ハローワーク高松駐車場のゴミ等収集及びゴミ等の処理を行う。
- ウ ハローズ、ガスト担当警備員（専門職）
- 人員数：1名／日以上
 - 配置日：ライトアップ期間中毎日
 - 業務時間：16時～21時とする。
 - 配置場所：ハローズ、ガストの駐車場周辺
(委託者に事前説明を行い、承認を得ること。)
 - 業務内容
 - ・ハローズ及びガスト駐車場へ無断駐車をしないよう、それらの駐車場付近で注意喚起する。
 - ・20時から21時の間は、国道歩道（公園南端とガストの間の交差点付近）にて、歩行者と自転車との接触事故等を防止するための注意喚起を行う。
- エ 会場案内要員（学生アルバイト可）
- 人員数：7名／日以上
 - 配置日：ライトアップ期間中毎日
 - 業務時間：16時45分～21時45分とする。
 - 配置場所：公園内総合案内所（東門・北門）、来園者が密集・密接する箇所等
 - 業務内容
 - ・ライトアップコースチラシを配布する。
 - ・コース案内、トイレ案内、その他交通機関等の案内を行う。
 - ・来園者のごみの分別収集補助、園内のごみ拾い及びごみ置場への運搬を行う。
 - ・来園者に「いらっしゃいませ。」「ごゆっくりお楽しみください。」「ありがとうございました。」などの声かけを行う。
- オ ハローワーク高松駐車場案内要員（学生アルバイト可）
- 人員数：1名／日以上
 - 配置日：ライトアップ期間中の土曜日、日曜日及び祝日
 - 業務時間：15時45分～21時45分
 - 配置場所：ハローワーク高松駐車場
 - 業務内容
 - ・栗林公園への道案内を行う。
 - ・ハローワーク高松駐車場の利用者に駐車場の説明文を手渡す。
 - ・業務終了後、駐車台数を委託者に報告する。

⑥ その他の業務

ア 会場アナウンス

来園者への案内及び退園誘導などに使用するための音響設備をコース上2箇所以上に設置し、案内及び退園誘導の放送を行うこと。放送内容については、別紙「秋のライトアップ園内放送原稿（例文）」を参考として、協議して決定する。また、音響設備が風雨等の影響により損傷したもの、景観を損ねるものは交換または補修すること。（経費は原則受託者負担とする。）

イ ライトアップ風景写真の撮影

ライトアップ風景の写真撮影をすること。（主要なポイントをはじめ60点以上（日中20点以上、夜間40点以上）、電子データで提出）なお、本契約に基づき実施した委託業務によって得られ、成果報告書で成果として確定された著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）については、委託者に帰属するものとする。また、当該著作物を創作した受託者に所属する職員に対し、著作権法第18条から第20

条に規定する著作権者人格権を行使しないよう義務付けるものとする。

ウ 迷惑駐車対策

来園者による近隣への迷惑駐車に対する対策を講じること。

エ ドローン飛行対策

園内でドローンの飛行は禁止行為である旨、注意喚起を行うほか、ドローンが飛行していないか適宜監視を行い、飛行が確認された場合は、直ちに委託者に通報し指示に従うこと。

(3) 広報等に関する業務

① 効果的な広報活動について

- ・ライトアップを広く周知するために効果的な広報活動を提案すること。

② ポスターデザインの制作について

- ・ライトアップを広く周知するためのポスター（B2判サイズ）のデザインを提案すること。
- ・委託者所有のライトアップ写真については貸出可能である。受託者は、委託者から貸し出された写真を当該デザインの制作以外のことには使用してはならない。
- ・ポスターのデザインには、次の文言を加えたものとする。
「特別名勝栗林公園」、「秋のライトアップ」、「2025」、開催期間・ライトアップ時間
- ・デザインの制作に当たっては、これまでの秋のライトアップポスター（別紙「栗林公園秋のライトアップポスター一覧」）のイメージ（特別名勝の大名庭園としての品格や風格）を踏襲しつつも、若い世代をメインターゲットとしたデザインにすること。
- ・ポスターのデザインは、最終的に委託者と受託者が協議の上決定するものとする。
- ・ポスターのデザインは、広報用チラシ等としても使用する。
- ・制作したデザインは、イラストレーター、ワード、エクセル等の加工可能なデータ及びPDFで作成し、契約締結後、委託者が指定する期日までに、CD-ROM または DVD-ROM に収録の上、納品すること。
- ・納品されたデザインの著作権は、委託者に帰属するものとし、無断で公表・譲渡・貸与または使用をしてはならない。

3 法令等の遵守

従業員に対する雇用者及び使用者として、労働関係法令を遵守すること。

4 その他事項

- (1) かがわエコイベントマニュアルを踏まえ省エネルギーやゴミの少量化など環境に配慮したイベントになるよう努めること。
- (2) 業務の実施にあたっては、この仕様書に明記されている内容を遵守し、人員配置等計上されている人員数を下回ってはならない。
- (3) コース設定、照明器具配置等について、企画案を尊重するものであるが、公園施設や樹木の保護、来園者の安全性及び公園管理の都合により変更等を要求することがある。
- (4) 受託者において、業務の一部を他の業者へ再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方の住所、名称、再委託する業務内容等を記載した書面を委託者に提出し、承諾を得ること。

5 提出書類

(契約締結時)

- ・詳細工程表
- ・コース図（変更のある都度）
- ・照明器具配置図（変更のある都度）
- ・バリエード、看板等及び警備員配置図（変更のある都度）

- ・ 監修者の指示記録（指示のあった都度）（監修者を置く場合）
- ・ 連絡系統図
- ・ ポスターデザイン（CD-ROM または DVD-ROM）
- ・ その他委託者が別途指示するもの

（業務完了時）

- ・ 委託業務完了報告書（照明・灯具在庫状況の報告含む）
- ・ 記録写真（会場等設営状況、器具配置状況等）
- ・ ライトアップ風景の写真 60 点以上（日中 20 点以上、夜間 40 点以上）（CD-ROM または DVD-ROM）
- ・ 請求書（委託者の検収に合格した後、提出すること）